

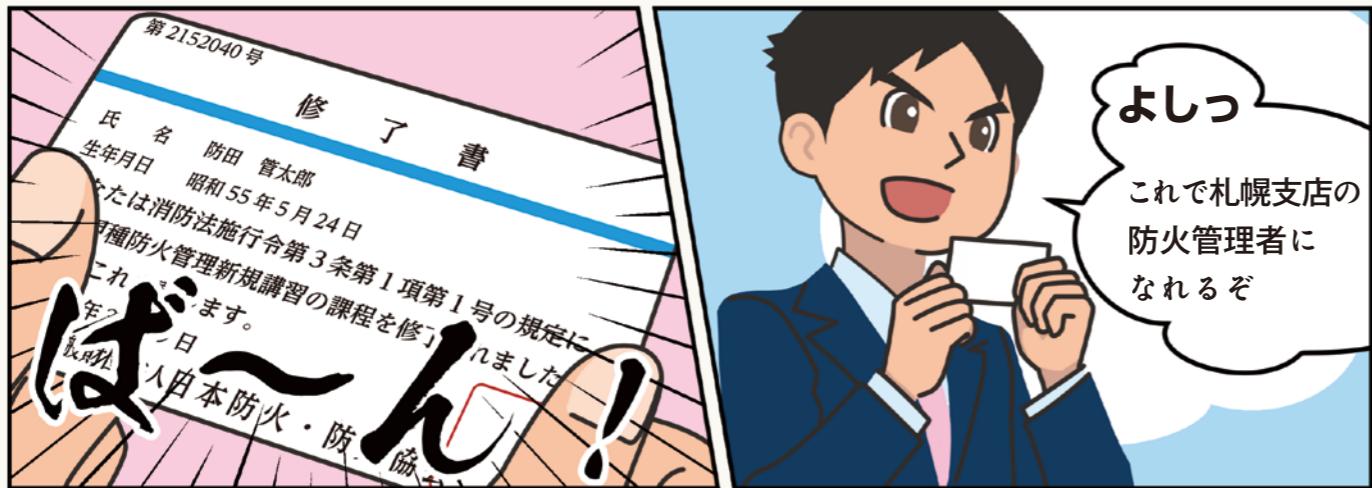
CHAPTER
02

第2章
防火管理者としての初陣

- 013 消防署への届出
- 014 消防計画の作成
- 018 自衛消防の組織
- 024 column 2 防火管理 番外地

第2章

防火管理者としての初陣

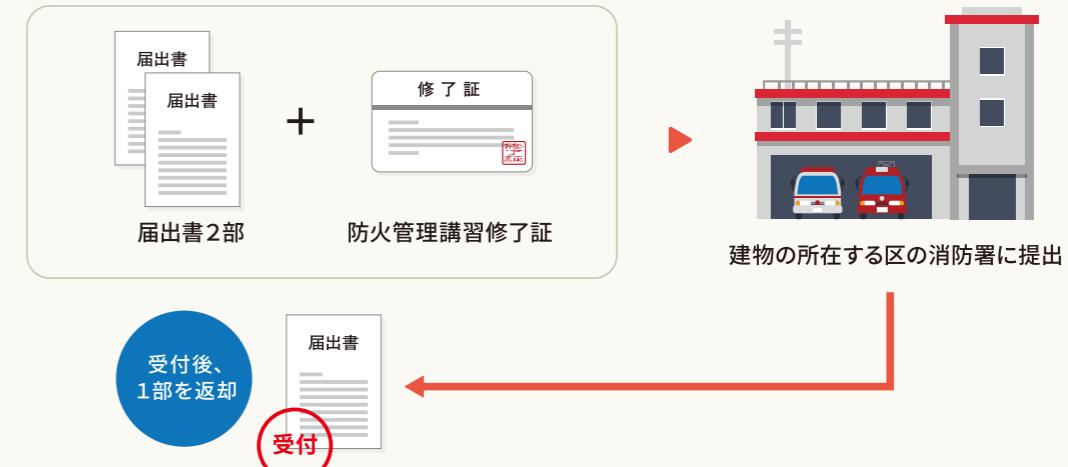


消防署への届出

防火管理者選任(解任)届出書

人事異動等で防火管理者を新たに選任(解任)したときは、建物の所在する区の消防署に届出が必要になります。

消防署への届出方法

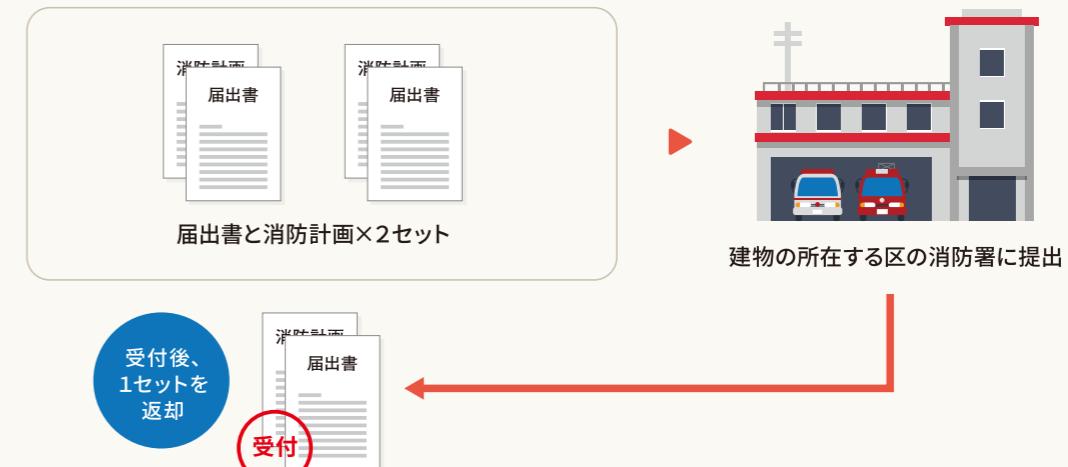


様式にある届出者は、管理権原者の氏名を記入してください。また、届出時は、必ず防火管理者の資格があることを証明できるもの(防火管理講習修了証)の提示またはその写しの添付が必要です。

消防計画作成(変更)届出書

消防計画を作成したとき、または消防計画の内容を変更したときは、建物の所在する区の消防署に届出が必要になります。

消防署への届出方法



消防計画の内容を変更したときは、届出書と変更したページのみの提出で構いません。



消防計画の作成

消防計画の意義

防火管理者が行う業務のうち、特に重要なものは、「防火管理に係る消防計画」の作成です。火災等の発生を未然に防ぐための災害予防管理と、火災等が発生した場合に被害を最小限に止めるために活動する自衛消防隊の編成などを行う災害活動管理を事前に定めたもので、防火・防災管理の根本をなす重要なものです。

消防計画に定める事項

●自衛消防の組織 (詳細 ▶ P018)

火災等の災害が発生した場合に、人的・物的被害を最小限に止めるため、事業所の規模や実態に即した自衛消防隊を編成し、消火、延焼の防止のほか、人命の救助を迅速かつ効果的に行うことが最も重要になります。

●自衛消防訓練の実施 (詳細 ▶ P031)

自衛消防訓練は、火災等の災害が発生した場合に備え、消防隊が到着するまでの間、自衛消防隊の各班が通報、消火、避難などの活動を迅速・的確に実施できることを目的に行われるものです。

●消防用設備等の維持管理 (詳細 ▶ P041)

消防用設備等は、いついかなる場合に火災が発生しても確実に作動しなければならず、日頃の維持管理が十分に行われることが必要です。点検時期を定め、点検した結果を定期的に消防署に報告しなければなりません。

●火災予防上の自主検査 (詳細 ▶ P051)

火災等の災害の発生を未然に防止するためには、消防計画に定めて行う自主検査が重要となります。事業所の実態に即した火災危険、避難安全の観点から、火災予防を図るため、事業所の防火管理者が自ら検査を行います。

●避難施設の維持管理

避難施設は、火災等が発生した際、速やかに安全に避難するために設ける施設で、避難通路、避難口、階段などがあります。

避難通路等には、避難障害となる施設を設けたり、物品を置いたりしないように管理しなければなりません。



●防火戸等の維持管理

火災が発生した場合、ほかの場所への延焼を防ぐとともに、安全な場所を確保し避難することが、人命を守るうえで重要なことになります。防火戸、防火シャッターなどの付近には、閉鎖障害となる物品等を置かないようにします。



●収容人員の適正管理

防火対象物に収容できる人員には限りがあります。建築基準法では、用途や規模により、避難のための階段の数や種別、廊下の幅員などが定められていますが、過剰な人員の収容は、火災等が発生した場合、避難に支障をきたし、大災害へと発展しかねません。防火管理者は、建物ごとに定められた収容人員を超えることのないよう、適正に管理をしなければなりません。



●防火管理上必要な教育

防火管理体制や消防計画がいかに素晴らしい出来であっても、従業員が内容を理解し、知識、技術を身につけていなければ意味がありません。そのためにも教育は組織的、計画的に実施しなければなりません。



●火災、地震その他の災害発生時の自衛消防対策

火災発生時は、消防隊が到着するまでの初動対応が効果的に行われるかどうかが、被害の軽重を決するといつても過言ではありません。いかに迅速に消防へ通報し、消火活動、避難誘導を行うかを整理しておく必要があります。

地震発生時は、災害の状況に応じた応急活動上のポイント、発災後の初動時からの各担当の活動を確認しておくことが重要です。

●消防機関との連絡

防火管理者の選任・解任や消防計画の作成・変更など、消防署への報告、届出及び連絡を行うものについては、必要があるときに確実に実施します。

●工事中の安全対策

防火対象物で工事が行われる場合、溶接や溶断、塗料等の危険物品の持込み、作業員の喫煙管理など、火災発生の危険が潜在しています。

また、工事により、消防用設備等の機能に支障が生じる場合、自動火災報知設備においては、仮の配線による機能確保を図ること、スプリンクラー設備や屋内消火栓設備の使用不能に対しては、消火器の増設や巡回を強化することなど、出火防止はもとより、工事中の防火管理の徹底が大切になります。このようなことから、工事期間における防火安全を確保するため、工事中の消防計画を作成し、安全対策を図る必要があります。工事の内容によっては、消防署に工事中の消防計画の届出が必要になる場合があります。

消防計画を作成するにあたって

- 防火管理についての権原の範囲を明確にすること
- 具体的で簡潔に、誰にでも理解できるようにすること
- 消防署や関係者と協議して実効性のあるものにすること
- 担当者が不在の場合でも相互に補完できるよう互換性、柔軟性を持たせること
- 従業員のほか、施設に入りするすべての者に遵守させる内容とすること
- 休日、夜間の体制にも配慮すること
- 時間帯によって勤務体制が変わるものには、それぞれの任務に弾力性を持たせる内容とすること
- マニュアル化できるものはマニュアル化し、訓練に活用できるものにすること

札幌市公式ホームページに消防計画のひな形があるので、作成する際の参考にしてください。

防火対象物の規模や用途によって、以下のとおり、ひな形を使い分けてください。



防火対象物の規模・用途	参考とするひな形
共同住宅	共同住宅用消防計画のひな形
1,000m ² 未満の防火対象物	小規模用消防計画のひな形
1,000m ² 以上で防災センターの設置を必要としない防火対象物	中規模用消防計画のひな形
防災センターの設置が必要とされる防火対象物	大規模用消防計画のひな形

 消防計画は、事業所における防火・防災の取扱説明書です。
ひな形を効果的に使いながら、それぞれの事業所の実態に合わせるように作成してください。

用途別の消防計画作成時の着目点

劇場、映画館など	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の観客への対応について ・自衛消防隊の編成について(観客数に対して従業員の数が少ないが多いため、避難誘導を優先とした自衛消防隊の編成とするなど)
カラオケボックス、飲食店など	<ul style="list-style-type: none"> ・終業後の火気の点検について ・泥酔客の避難誘導について(強制的に安全な場所に誘導するなど) ・アルバイト従業員への防火・防災教育について
百貨店、物品販売店舗など	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に開催する催しなどの対応について(その都度、別に消防計画を作成するなど) ・セール時期など、特に混雑が予想される場合の避難誘導について ・バックヤードや塵芥庫などの放火防止対策について
旅館、ホテルなど	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人や泥酔客への対応について ・宿泊客への喫煙管理の周知について ・マスターキーの保管場所や取扱いについて ・夜間の自衛消防訓練の実施について
病院、社会福祉施設など	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の自衛消防訓練の実施について ・災害発生時の応援体制について(付近の社員寮等への連絡体制など) ・火災発生時の消防機関への通報について(施設関係者に連絡する前に119番通報することなど)
学校、幼稚園など	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導を優先とした自衛消防隊の編成について ・定時制がある学校は、日中と夜間に分けた防火管理体制について ・廊下、階段などの防火戸が閉鎖した場合の避難について
地域特性(共通)	積雪寒冷地特有の状況変化について(簡易暖房器具の管理、積雪に伴う避難口の確認など)

※ 記載した着眼点は、ほんの一例にしかすぎません。事業所で考えられるリスクを洗い出し、その対応策を消防計画で定めるように作成してください。



自衛消防の組織

自衛消防の組織は、防火対象物の規模、用途、収容人員などによって組織構成に違いはあります。いかなる場合でも人命救助に重点を置き、通報・連絡、初期消火及び避難誘導の任務を基本としています。

火災時の活動



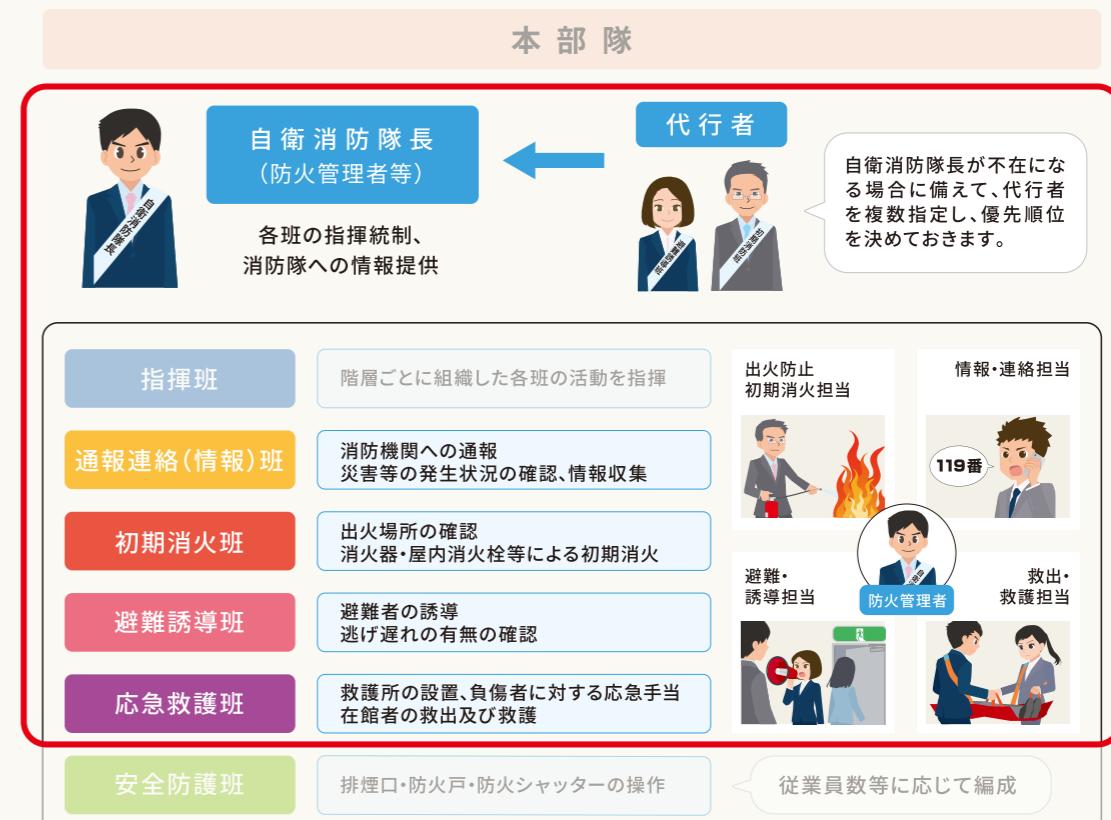
自衛消防隊の編成

自衛消防の組織は、その活動上、自衛消防隊として編成されます。防火対象物の用途、規模、収容人員、従業員、使用形態、管理形態などの状況を考慮し、防火対象物の実態に即した自衛消防隊の設置が必要となります。

- 自衛消防隊長は、実質的に緊急時の指示命令の権限行使ができる立場にある者とします。不在の場合も考慮し、代行者を定める必要があります。
- 防火対象物の用途、規模、従業員などを考慮して、実際に合わせた人員の配置及び必要な班編成を行います。
- 勤務人員が減少する休日や夜間においては、その人員に応じた編成も定めておきます。

防火対象物の規模の違いによる自衛消防隊の編成

●比較的小規模な防火対象物(延面積1,000m²未満)



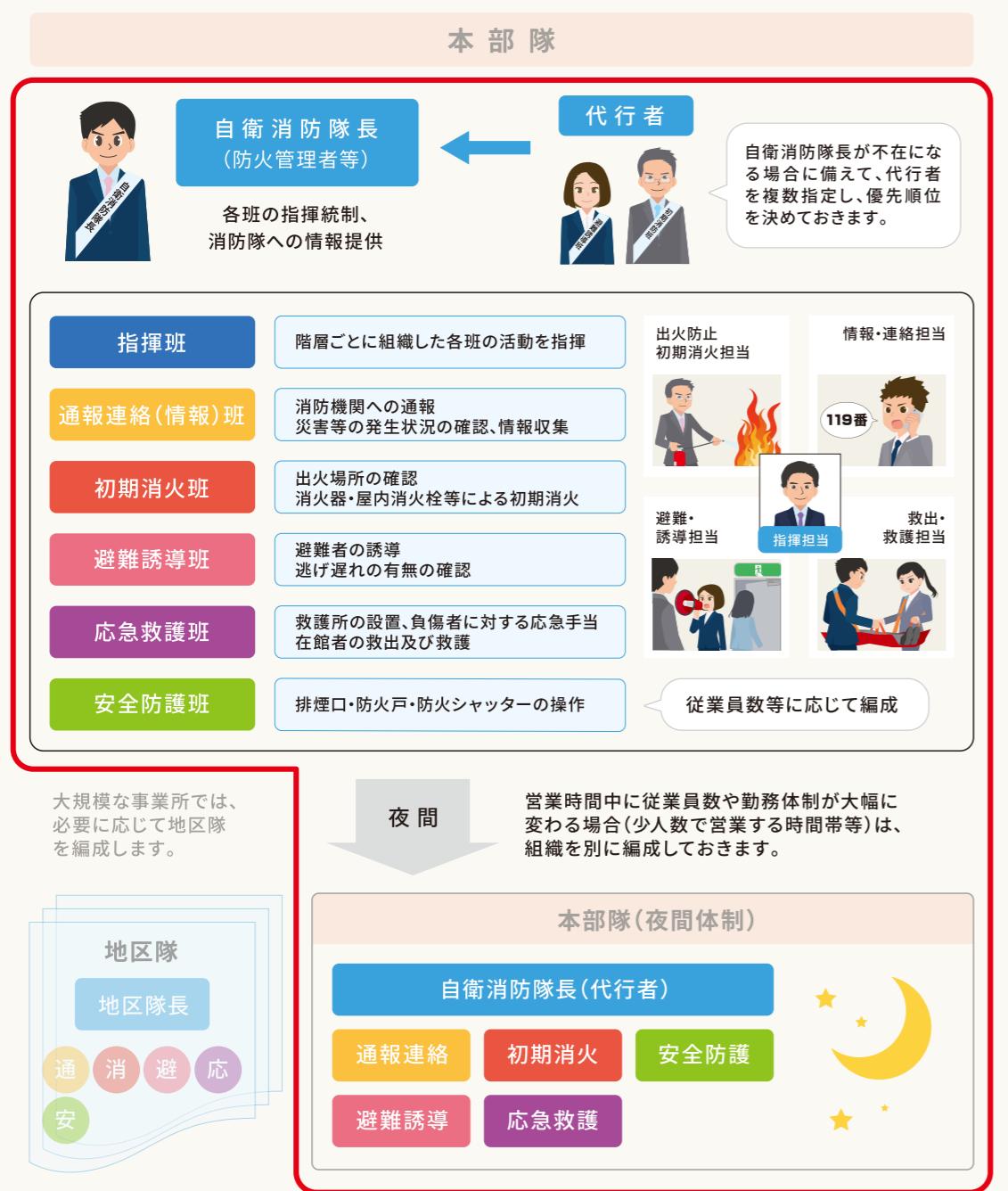
大規模な事業所では、必要に応じて地区隊を編成します。

営業時間中に従業員数や勤務体制が大幅に変わる場合(少人数で営業する時間帯等)は、組織を別に編成しておきます。



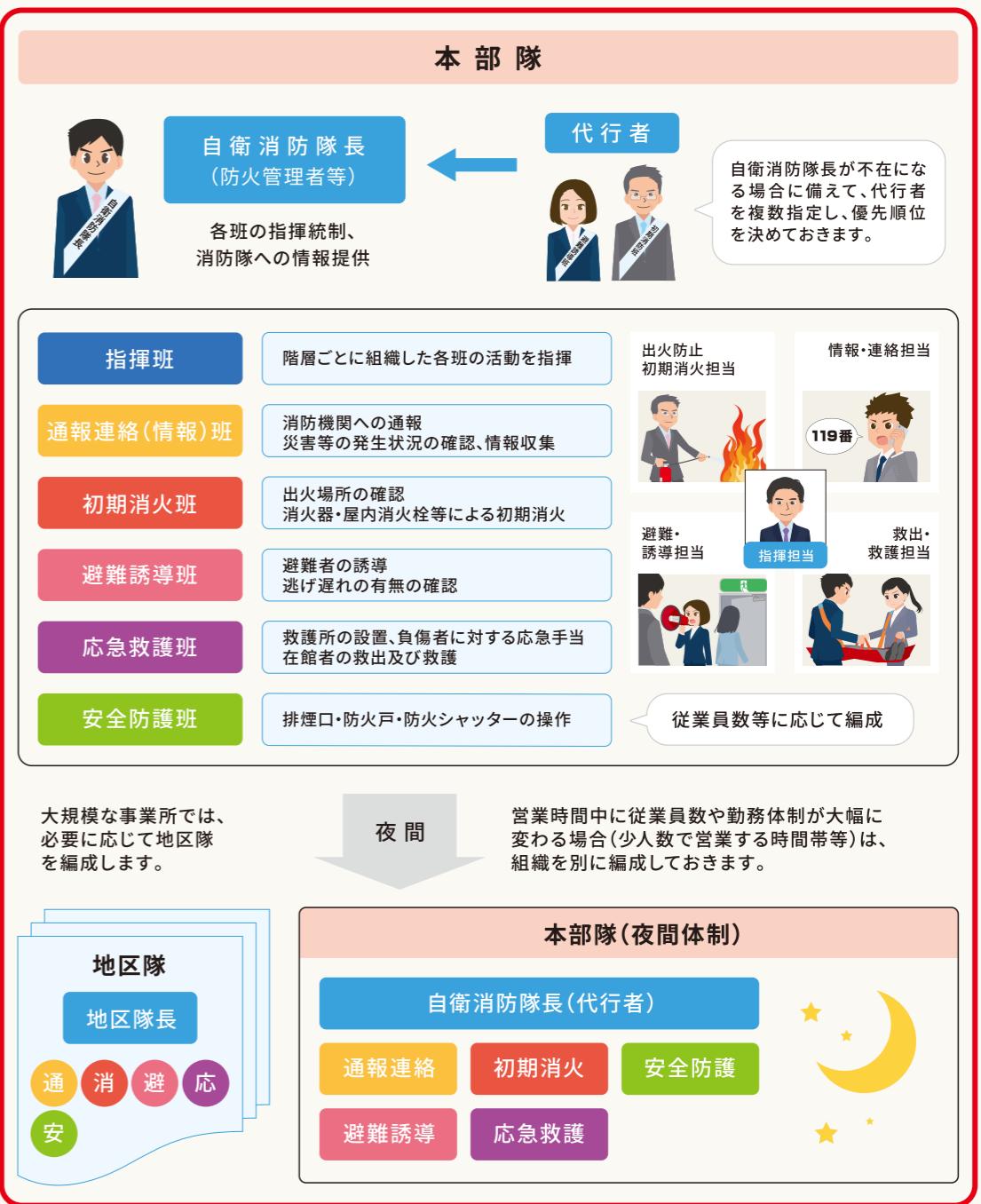
- 通報・連絡、初期消火、避難誘導の各班で編成するのが基本となります。また、必要に応じて応急救護班を設けることも必要です。
- 従業員数が少ない事業所の編成にあたっては、各担当の隊員は、ほかの任務も補完できるよう互換性を持たせます。一人の隊員が2以上の任務を兼務する場合には、活動順位を熟知させて自分の任務を充分に果たせるようにしておいてください。

● 中規模な防火対象物(延面積1,000m²以上で防災センターの設置を必要としないもの)



- 小規模な建物と比較すると、階層が多く面積も大きいことから、活動範囲が広く従業員も多いため、階層ごとに組織します。組織的な行動が必要なことから、階ごとを基本として編成し、活動を指揮する指揮班を設けます。
- 休日や夜間、営業時間中に従業員数や勤務体制が大幅に変わる場合は、組織を別に編成しておきます。

● 大規模な防火対象物(防災センターの設置が必要とされるもの)



- 大規模な防火対象物の自衛消防隊は、全体を統括する本部隊と階層や区域ごとに地区隊を作り、活動することになります。
- 休日や夜間の体制については、実態を考慮し、区別して組織する必要があります。

■ 株式会社SBK札幌支店の自衛消防隊の編成

自衛消防隊長		支店長	防田 管太郎(防火管理者)		
自衛消防副隊長		副支店長	●● ●●		
1 階	指揮班	通報連絡班	消火班	避難誘導班	救護班
	総合案内所 各従業員	売場A 各従業員	売場B 各従業員	売場C 各従業員	売場D 各従業員
2 階	指揮班	通報連絡班	消火班	避難誘導班	救護班
	各売場責任者	売場a 各従業員	売場b 各従業員	売場c 各従業員	売場d 各従業員
3 階	指揮班	通報連絡班	消火班	避難誘導班	救護班
	各売場責任者	売場1 各従業員	売場2 各従業員	売場3 各従業員	売場4 各従業員
4 階	指揮班	通報連絡班	消火班	避難誘導班	救護班
	各売場責任者	売場I 各従業員	売場II 各従業員	売場III 各従業員	売場IV 各従業員
5 階	指揮班	通報連絡班	消火班	避難誘導班	救護班
	総務担当	経理担当		購買担当	



自衛消防訓練の実施前はもとより、人事異動後においては、個々の従業員が担う役割を周知し、「自分の任務が何なのか」「災害時に何をするのか」の意識付けを行ってください。

column 2

防火管理者 番外地

～消防署に届出が必要な書類とその保管～

防火管理者が新たに選任され、消防計画を変更した場合や消防用設備等の点検結果を報告する場合、建物のテナントが入れ替わる場合など、消防署に届出しなければならない書類は多岐にわたります。

ここでは、防火管理に関する届出と消防用設備等に関する届出の代表的なものを紹介します。

消防署への届出方法には、「①直接窓口に行く方法」と「②郵送による方法」があります。
基本的には、提出書類を2部作成し、消防署に届け出してください。
1部は本紙として消防署で保管、もう1部は受付印等を押印し、届出者に返却します。

窓口に提出する場合



郵送で提出する場合



※郵送の場合、控えが必要な場合は、必要な料金分の切手を貼付し、宛名が記入された返信用封筒を必ず同封してください。

防火管理に関する届出

●防火管理者を選任するとき、または解任するとき(規則3条の2)

届出書類	防火管理者選任(解任)届出書	2部提出
添付書類	防火管理者の資格を有することを証明する書面	
誰が	管理権原者	
どこに	建物の所在する区の消防署予防課	
いつまでに	防火管理者を選任してから遅滞なく	



●消防計画を作成または変更したとき(規則3条)

届出書類	消防計画作成(変更)届出書	2部提出
添付書類	防火対象物等の消防計画	
誰が	管理権原者及び防火管理者	
どこに	建物の所在する区の消防署予防課	
いつまでに	随時	



●消防計画に基づき自衛消防訓練を実施するとき(規則3条)

届出書類	自衛消防訓練通報書	1部提出 <small>※届出した証明が必要な場合はその必要部数</small>
誰が	防火管理者	
どこに	建物の所在する区の消防署予防課	
いつまでに	訓練を実施する前まで	
備考	非特定用途防火対象物(共同住宅、事務所など)は、届出の必要はありません。	



●統括防火管理者を選任するとき、または解任するとき(規則4条の2)

届出書類	・統括防火管理者選任(解任)届出書 ・届出者一覧	2部提出
添付書類	・統括防火管理者の資格を有することを証明する書面 ・統括防火管理者の資格を有する者であるための要件についての書面	
誰が	管理権原者または共同防火管理協議会の代表者	
どこに	建物の所在する区の消防署予防課	
いつまでに	統括防火管理者を選任してから遅滞なく	



●防火対象物の全体に係る消防計画を作成または変更したとき(規則4条)

届出書類	・全体についての消防計画作成(変更)届出書 ・管理権原者一覧	2部提出
添付書類	防火対象物の全体についての消防計画	
誰が	管理権原者または共同防火管理協議会の代表者及び統括防火管理者	
どこに	建物の所在する区の消防署予防課	
いつまでに	随時	



規則…消防法施行規則

消防用設備等に関する届出

● 消防用設備等の設置に係る工事をしようとするとき(規則33条の18)

届出書類	工事整備対象設備等着工届出書	2部提出
添付書類	・付近見取り図 ④・防火対象物の概要表 ⑤・消防用設備等の概要表 ・平面図 ⑥・断面図 ⑦・消防用設備等の設計図書	
誰が	消防設備士	
どこに	建物の所在する区の消防署予防課	
いつまでに	工事に着手しようとする日の10日前まで	
備考	設備の種類や工事内容により届出が不要な場合があります。	



● 消防法令や条例に基づき消防用設備等を設置したとき(規則31条の3)

届出書類	消防用設備等設置届出書	2部提出
添付書類	・付近見取り図 ④・建物立面図 ⑤・各階平面図 ・消防用設備等の設計図書	
誰が	建物の所有者、管理者または占有者	
どこに	建物の所在する区の消防署予防課	
いつまでに	工事が完了した日から4日以内	
備考	消防職員による検査を行います。 建物の用途や規模により届出が不要な場合があります。	



● 防火対象物を使用(内容変更)しようとするとき(条例64条)

届出書類	防火対象物使用開始(内容変更)届出書	2部提出
添付書類	消防用設備等設置届出書の添付書類と同じ ・付近見取り図 ④・建物立面図 ⑤・各階平面図 ・消防用設備等の設計図書	
誰が	建物の所有者、管理者または占有者	
どこに	建物の所在する区の消防署予防課	
いつまでに	使用開始日の4日前まで	



● 消防用設備等の定期的な点検を報告するとき(規則31条の6)

届出書類	・消防用設備等点検結果報告書 ・消防用設備等点検結果総括表 ・消防用設備等点検者一覧表	2部提出
添付書類	点検を実施した消防用設備等の点検表	
誰が	建物の所有者、管理者または占有者	
どこに	建物の所在する区の消防署予防課	
いつまでに	1年または3年ごと	



※届出窓口(各消防署予防課)の住所・電話番号は
札幌市公式ホームページで確認してください。



※自衛消防訓練通報書は、EメールまたはFAXで届出が可能です。
この場合は、届出した証明ができませんので、注意してください。
Eメールによる届出方法は、札幌市 Eメール 自衛消防訓練 と
検索してください。

消防法令上、保管が必要な書類

消防法施行規則では、防火管理維持台帳として保存するものと、維持台帳として保存するものが定められています。次に掲げる書類のほかにも、消防署へ届出した書類や消防署から送られてきた書類は、まとめて保管するようにしましょう。

防火管理の関係書類と消防用設備等の関係書類に分けて編冊する方法や消防署へ届出した書類をひとまとめに編冊する方法など、保管方法に指定はありませんが、消防職員が立入検査を行った際に、すぐに提出できるように保管することが望ましいです。

防火管理維持台帳(規則4条の2の4)

まとめて保管をおススメする防火管理の関係書類

- ・防火管理者選任(解任)届出書の写し★
- ・消防計画作成(変更)届出書の写し★
- ・消防計画に基づき実施される事項に状況を記録した書類
(自主点検表、自衛消防訓練通知書★など)
- ・その他防火管理上必要な書類

※以下、建物の規模や用途など、ある条件により届出が必要になる書類

- ・甲種防火管理再講習の修了証の写し★
- ・統括防火管理者選任(解任)届出書の写し★
- ・全体についての消防計画作成(変更)届出書の写し★
- ・自衛消防組織の設置の届出書の写し
- ・防火対象物点検結果報告書の写し
- ・防火対象物点検報告特例認定申請書の写し
- ・防火対象物点検報告特例認定に係る決定通知書

維持台帳(規則31条の6)

まとめて保管をおススメする消防用設備等の関係書類

- ・工事整備対象設備等着工届出書の写し★
- ・消防用設備等設置届出書の写し★
- ・消防用設備等の検査済証
- ・消防用設備等点検結果報告書の写し★

★マークの付いているものは、本書で紹介している届出書類です。